

基本施策名	62	豊かさを実現するための地域に合った施策を住民自らが選択する	評価責任者 (基本施策主管課長)	人権生活環境部市民活動推進課長 前山 恭子
生活課題	皆が、本当の幸せや豊かさや命の尊さなどを認識しながら、心豊かに過ごしている		生活課題に対する満足度 H27目標値	52.0 %

基本施策の現状分析及び意図

基本施策の体系		基本目標 継承、分権・自治
		政策 地域の中に価値を見いだせる自治のしくみ
①	市民意識調査結果	<p>市民意識調査の結果、本基本計画の満足度は平均よりやや低く、必要度は平均より低い傾向が見られる。住民自治協議会を地域の行政窓口とした自治のしくみのなかで、住民主体で地域まちづくり計画を実現するために、さらなる住民自治協議会への支援が必要である。</p> <p>参考 満足度（満足意識） 22.5 % 必要度 68.7 %</p>
③	基本施策の現状と課題	<p>①昨年度から住民自治協議会を地域の行政窓口とした新たな自治のしくみがスタートし、地域包括交付金制度の導入、地域担当職員を配置し、住民自治協議会への支援を行なっている。</p> <p>②住民自治協議会の未設置地域については1自治会を除いて住民自治協議会が設置された。1自治会については地域振興委員会の設置に向けて進めていく。</p> <p>③地域まちづくり計画により、地域の主体性と独自性により身近なまちづくりが進められるが、まちづくり計画が市民に認知されていない。また、計画を随時見直す地域内のしくみが必要となっている。</p> <p>④行政の統計データが住民自治協議会単位に使えるようになっていない。</p> <p>⑤住民自治を進めるうえで行政との協働の指針やルールが定められていない。</p>
④	基本施策の意図、今後の展望	<p>住民自治活動や市民活動がその地域の課題を見つけ、自らが解決できるような環境を整えることを目指す。住民自治協議会の未設置地域に地域振興委員会の設置を目指す。また、選択された活動が継続したものとなるよう支援できるしくみづくりを構築する。市民が主役となり地域が主体となった分権型のまちづくりを、補完性の原則に基づき積極的に進めていく。</p>

⑤ 基本施策指標（総合計画数値目標）

基本施策指標名	単位	過年度実績		評価年度			指標の説明
		H22	H23	H24	H25	H27	
1 住民自治協議会設置数	目標	地域	38.0	38.0	38.0	38.0	
	実績	地域	37.0	38.0			
	達成率	%	97.4	100.0			
2 地域まちづくり計画策定数	目標	地域	38.0	38.0	38.0	38.0	
	実績	地域	37.0	37.0			
	達成率	%	97.4	97.4			
	目標						
	実績						
	達成率	%					
	目標						
	実績						
	達成率	%					
	目標						
	実績						
	達成率	%					

⑥ 基本施策構成事務事業の評価

基本施策を構成する事務事業名	担当課	ID	事業名	改善余地の有無	事業費（人件費込、単位：千円）			基本施策貢献順位
					H23 決算額	H24 予算額	H25 所要額	
1	人権生活環境部市民活動推進課	143	住民自治協議会推進経費	有	172,204	199,740	199,740	1
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
（ 以 下 続 紙 ）								
事業費合計					172,204	199,740	199,740	

⑦ ⑥以外で、目標達成に必要な事業（総合計画実施計画の期間内に実施を予定する事業）

事業名	事業主体	事業内容等
住民自治協議会への行政統計データ提供事業	市、住民自治協議会など	行政の持つ統計データを住民自治協議会ごとに活用できるように整理し、そのデータを基に地域まちづくり計画や地域の活動に活用できるようにする統計活用支援事業
協働推進事業	市、住民自治協議会、市民活動団体など	協働の基本方針を基に行政と住民自治協議会やNPOなどが協働を進めるためのモデル事業

⑧ 基本施策の現状分析に基づく改革案の説明

評価視点	評価コメント
1 基本施策指標の分析	伊賀市のまちづくりの基本は住民自治であるため、伊賀市全域での住民自治協議会の設立が必要である。地域まちづくり計画に基づき、市民が主体的に事業に取り組むことで今後の伊賀市のまちづくりが進められる。
2 事業構成の適当性（手段として最適か？）	住民自治協議会の未設置地域を積極的に推進し、地域振興委員会の設置を目指していく。地域包括交付金についてはあくまで地域まちづくり計画を実現するための支援であり、地域負担の適正化が求められる。
3 役割分担の妥当性	行政の事業を協働の視点から洗い出し、地域が行なうことが可能な事業は積極的に地域との協働作業として進める必要がある。
4 総合評価（今後の方向性、事業の見直しについて等）	本年度、地域包括交付金の二次見直しとして、各課の業務や補助金を整理し、地域で取り組んだほうが効果的、効率的な事業を地域包括交付金に含めていくためのメニュー化を進める。